

四万十市産業イノベーションセンター運営業務 仕様書

1 業務名

四万十市産業イノベーションセンター運営業務

2 業務の背景・目的

【背景】

四万十市の産業構造は約 70%を第三次産業が占めているが、雇用を生み出しているのは主に医療福祉業となっている。それ以外は従業員 20 名未満の小規模事業者が大半であり、人口減少と少子高齢化による消費者市場ボリュームの減衰に加え、経営者の高齢化・人材不足・後継者不足・デジタルデバイド等の要因により地域事業者が弱体化し、それに合わせて地域経済も停滞してきている。経済センサスデータにおいても、2012 年～2021 年の 9 年間で事業者数は 400 社以上減少、事業者に伴随する雇用者数も同期間で 1,000 人以上減少という結果が出ている。また、4 年前から県の主導で毎年実施されている市内某高校の生徒に対するアンケートにおいても、「将来地元で働きますか？」の設問に対して 500 人近くの全校生徒のうち 60%超が“いいえ”と回答しており（全国水準より悪い）、これは市内の若く優秀な人材流出の顕在化をまさに示している結果である。このままでは負の連鎖による地域経済の加速度的な衰退が進んでいくことが容易に想定される現状となっている。

一方で、多くの地域内事業者は前述の要因により、未だ旧来の経営スタイルを踏襲し、取引先及び従業員の新陳代謝や、“社会”、“ヒト”、“投資家”等から選ばれるための差別化対策及び効果的な情報発信も進んでおらず、持続性のある成長のための戦略的な経営ができていないのが現状である。

且つ、本来であればこれらの課題を解決するために DX/GX の取り組みや産官学金の連携サポートが必要になるが、本市においては支援機能が整っていないため情報不足を招いており、それにより企業側が経営改善の必要性を認識する機会が不足していたり、認識があっても具体的な策を講じることができている事業者や関係機関は極めて少ない状況となっている。

このため、今後の本市地域経済において持続的な発展を実現するため、最先端の DX/GX に関する情報提供や経営の可視化による伴走支援、そして“ヒト”、“情報”、“サービス”のマッチング支援を通じて、事業者の経営改善につなげることで、且つ産官学金連携の HUB の機能を果たし地域の活性化に直接寄与する仕組みづくりが急務となっている。

【目的】

上記の背景を踏まえ、

- (1) 四万十市の中心商店街である天神橋商店街内に産業イノベーションセンターを設置し、市場分析を行うとともに、地元企業へセミナー等の情報提供やD Xツール紹介、支援機関及び企業間のマッチング等による経営改善支援を実施し、地域企業の経営変革による産業の活性化を図る。
- (2) 市内学校と連携し、地元企業と学生との交流機会や、地域課題の解決にともに取り組む場を創出することで人材育成と地元愛着心の向上につなげ、若い世代の雇用創出や将来的な定住を促す。
- (3) 産官学金の交流・連携する仕組みを作り、本市において将来的に地域の人材や外部からの流入人材が地域の中小企業を支え、地域経済の好循環を実現することを目的とする。

3 履行期限

契約締結の翌日～令和8年3月31日

4 履行場所

四万十市内（実地およびオンライン）

5 実施要件

- (1) 四万十市産業イノベーションセンターに、当該事業を達成することができる十分な実績と能力のある担当者1名以上を常駐させること。
- (2) 過去3年において実施した、企業等に対するDX支援もしくは経営改善支援の十分な実績があること。
- (3) 当該事業に関するイベントやセミナーの実績があること。
- (4) 課題を抱える企業の解決に資する支援企業等とのマッチングが円滑に行える体制を持っていること。
- (5) 地域内において、デジタル技術を用いて業務改革に取り組むことができる人材（DX人材）を育成するためのカリキュラムとツールを使用できる体制を持っていること。

6 業務内容

事業展開の拠点となる事務局（産業イノベーションセンター）において、円滑な業務遂行を図るための体制を構築し、市が雇用する地域おこし協力隊1名と協力して（1）から（5）の業務を行い、各業務の実施結果についての報告書を、電子データにより提出する。

(1) 共通項目

ア 円滑な業務遂行を図るための体制を構築し、企画・運営及び全体マネジメントを行う。

イ 事業展開の拠点となる事務局（産業イノベーションセンター）を天神橋商店街に設置し、下記(2)～(5)までの各業務運営を行う。

ウ 各業務の実施結果についての報告書を、電子データにより提出する。

(2) 企業支援業務

ア 市場分析と地域内企業情報の収集、可視化業務

(ア) 市場動向等の外部環境分析

(イ) 地域内の企業に関する情報（業種、取引関係、WEB 有無、後継者有無等）や経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報・時間等）のデータベース化

(ウ) 個別の企業訪問や面談・相談を月平均 5 社以上実施、経営の現状と目標をヒアリングしたうえ、そのギャップから生じる経営課題を抽出し優先度を明確化、その記録のデータベース化（市が採用している KINTONE 活用想定）。

イ 地域内企業への伴走支援・D X 推進支援業務

(ア) データベース化された市場情報や企業情報を基に、対象企業に最適なアドバイス、情報提供を行い、支援機関や他企業とのマッチングを実施し、継続的な伴走型支援により経営改善に貢献する。

(イ) D X 推進全般に関する啓発活動、最新ツールやノウハウの紹介・体験機会の提供。

(ウ) 企業ニーズに即した D X ツールの案内・体験・セミナー、人材育成支援等の実施。

(3) 人材育成業務

ア 地域内の関係機関において経営改善の支援人材を育成するため、e ラーニング、研修動画、座学講座等の育成プログラムの提供や、各種 OJT を実施する。

イ 地域内の企業の職員および学生等を対象として、デジタル技術を用いて業務改革に取り組むことができる人材（DX 人材）の育成につなげるべく、情報収集のための関連セミナーや各種研修を実施する。

(4) 産官学金の連携推進業務

ア 地域内の学校、企業、行政、金融機関等との連携体制を構築し、共同でのプロジェクト推進や情報共有を図る。

イ 学生や企業が参加可能なセミナー、イベント、交流会等を 2 回以上実施し、地域の人材循環とイノベーション創出を促す。

ウ 産業イノベーションセンター内に、地域交流サロンを開設するための企画と準備。

(5) その他業務

- ア イノベーションセンターの運営、進捗管理
- イ 活動に関する月次定期報告
- ウ LP サイトの作成、管理
- エ SNS等での地域内外に向けた積極的な情報発信
- オ 地域内住民との人材交流

7 その他

- (1) 本業務に関する資料・成果品の一切の権利は、すべて本市に帰属するものとし、受託者は市の許諾なしに他に公開、貸与及び使用してはならない。
- (2) 受託者は、本業務において知り得た情報について他人に漏らし、または自己の利益のために利用してはならない。また、契約終了後も同様とする。
- (3) 受託者は、本業務に関連した個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び四万十市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守し、適切な管理を行わなければならない。
- (4) 本業務の実施に当たっては、本市と綿密な連携を図ること。
- (5) 本業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために必要となった経費は、受託者が負担する。
- (6) 本業務の実施にあたり、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、市と受託者が協議し定めるものとする。
- (7) ノートパソコンを 3 台以上、モニター（65 型）1 台以上を受託者において用意する。
- (8) 事務所（産業イノベーションセンター）を設置するための設備費、運営に必要な（7）を除く什器一式、事務所賃貸借料、電気、水道、通信、維持費用は市が負担する。
- (9) 移動費等、(8)で掲げる経費以外は受託者が負担する。